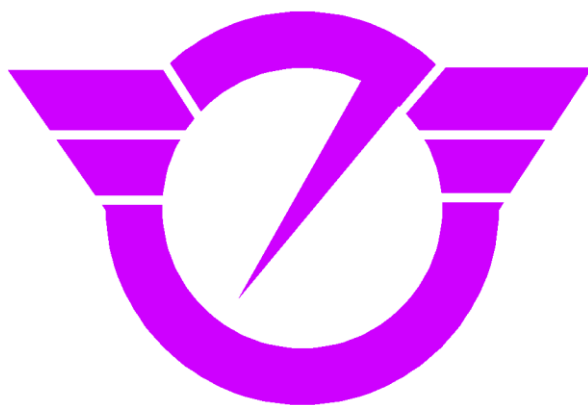


藤沢市新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金

申請のご案内



藤沢市では、国の緊急事態宣言を受け、神奈川県知事からの休業又は営業時間の短縮要請にご協力いただいた中小企業・個人事業主に対し、負担軽減を図るため、藤沢市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付します。

藤沢市 経済部 産業労働課

藤沢市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の交付申請について

1 対象者

- (1) 神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付された事業者
- (2) 藤沢市内に上記県交付金の交付対象となる事業所を有する事業者
- (3) 神奈川県知事が休業要請及び夜間営業時間短縮要請を実施した日（令和2年4月10日）以前に藤沢市内で事業所を開業しており、営業の実態がある事業者
- (4) 神奈川県知事が休業要請及び夜間営業時間短縮要請する期間のうち令和2年4月24日から5月6日まで休業又は夜間営業時間短縮要請に協力した事業者

2 交付金額

| 事業所の所有・賃借の形態 | 休業要請等対象施設 | 食事提供施設 |
|--------------|-----------|--------|
| すべて自己所有 | 10万円 | 10万円 |
| 賃借が1件 | 20万円 | 30万円 |
| 賃借が2件以上 | 30万円 | 50万円 |

3 申請に必要な書類 (1)～(3)は必須。事業所の営業形態により書類が追加になります。

- (1) 藤沢市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書（第1号様式）
- (2) 神奈川県から協力金を受領したことが分かる預金通帳等の写し
※金融機関、支店等、口座番号、口座名義人、県から協力金の入金があった記載部分が必要です。
(ネット銀行等預金通帳がない口座は、必要な書類を印刷してください。)
- (3) 休業、夜間・早朝営業時間の短縮又は酒類提供時間の短縮を行ったことがわかる書面
※事業所のホームページ・ポスター・貼り紙等の印刷・写し・写真等
- (4) 事業所を賃借している場合は、当該事業所の賃貸借契約書の写し
※物件の所在地、契約内容、契約期間、契約当事者の記載部分が必要です。
- (5) 食事提供施設は、藤沢市保健所長が交付した飲食店営業の営業許可書の写し

※(4) 及び(5)は、藤沢市内に2か所以上の事業所を有する場合、2か所分ご提出ください。

4 申請書類の提出先・申請期間

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 産業労働課 休業等協力金担当
5月7日(木) から7月10日(金) **7月31日(金) まで ※期限延長**
電子申請又は郵送 (7/10 **7/31** 消印まで有効) **※期限延長**

※申請手続きの詳細は、藤沢市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱に定めています。市ホームページでご確認ください。

URL : <http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/indus1/20200507/covid-19-kyugyou-kyoryokukin.html>

お問い合わせ 藤沢市経済部産業労働課 電話 (0466) 50-8369

